

## 北海道科学大学スカラーシップ規程

### (目的)

**第1条** この規程は、北海道科学大学（以下「本学」という。）の入学者選抜試験において、優秀な成績で入学した学生に対する授業料の減免について必要な事項を定めることを目的とする。

### (名称)

**第2条** この授業料減免制度は「北海道科学大学スカラーシップ制度」と称する。

2 前項により授業料の減免を受ける学生を「スカラーシップ生」と称する。

### (対象者)

**第3条** 授業料の減免を受けることのできる者は、本学入学者選抜試験の一般選抜〔前期〕及び一般選抜〔大学入学共通テスト利用選抜〕〔前期〕の合格者のうち、別表1に定める採用基準を満たした者とする。

2 当該年度のスカラーシップ生数は、学科の入学定員の10%を上限とする。ただし、スカラーシップ系列校は5名を上限とする。

### (選考)

**第4条** スカラーシップ生は、入試広報センターにおいて選考し、教授会の議を経て学長が決定する。

### (採用の通知と決定)

**第5条** 前条によりスカラーシップ生としての通知を受けた者は、指定された期間内に本学が指定する書類を提出しなければならない。

2 前項の手続を完了した者に証書を交付する。

### (減免額)

**第6条** 授業料の減免額は、別表2に定める。

### (減免期間)

**第7条** スカラーシップ生として授業料の減免を受ける期間は、各学年において1年間以内、通算して修業年限以内とする。ただし、各学年の進級審査時に、学業成績（累積GPA：GPA-Tの順位）が所属学科内で、スカラーシップSは上位15%以内、スカラーシップA、B、系列校は上位25%以内の場合に継続する。

### (義務)

**第8条** スカラーシップ生は、本学の基本理念にある「地域社会への貢献」に基づき、本学などが行うボランティア活動及び広報活動に積極的に参加することとする。

(取り消し)

**第9条** スカラーシップ生が次の各号の一に該当するときは、教授会の議を経てその資格を取り消す。

- (1) 転学部・転学科したとき
- (2) 原級留年したとき
- (3) 学則により停学又は退学の処分を受けたとき
- (4) 学則により除籍となったとき

2 前項によりスカラーシップ生の資格が取り消しとなった者に対して、本学は学則第5条が定める区分において、スカラーシップ生の資格を取り消す事由が発生した時期を含む区分からの減免額相当額を納付させることができる。

(事務取扱い)

**第10条** スカラーシップ生の採用に係る事項は、入試課があたり、スカラーシップ生の採用後に係る事項は、学生課があたる。

(規程の改廃)

**第11条** この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

(雑 則)

**第12条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は教授会において、これを定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、2012年12月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2014年4月1日から施行する。ただし、2013年度入学生については、なお従前の例による。
- 1 この規程の改正は、2015年4月1日から施行する。ただし、2014年度以前入学生については、なお従前の例による。また、第3条第2項は、2016年度入学生から適用する。
- 1 この規程の改正は、2015年7月1日から施行する。ただし、2017年度以前入学生については、なお従前の例による。
- 1 この規程の改正は、2016年4月1日から施行する。ただし、2017年度以前入学生については、なお従前の例による。
- 1 この規程の改正は、2017年4月1日から施行する。ただし、2018年度入学生から適用する。なお、2017年度以前入学生については、従前の例による。
- 1 この規程の改正は、2018年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2020年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2020年10月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2022年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2023年4月1日から施行する。ただし、2024年度入学生から適用する。なお、2023年度以前入学生については、従前の例による。

別表1 採用基準

区 分	一 般 選 抜 [前期] 得点率	一般選抜 [大学入学共通テスト利用選抜] [前期] 得点率
		工 学 部 薬 学 部 保 健 医 療 学 部 未 来 デ ザ イ ン 学 部
スカラーシップS	80%程度以上	80%程度以上
スカラーシップA		
スカラーシップB		
スカラーシップ系列校	—	75%程度以上

※スカラーシップ系列校は北海道科学大学高校在籍生を対象とする。ただし、総合型選抜、学校推薦型選抜、自己推薦型選抜の合格者は対象から除外する。

※スカラーシップS A Bと系列校が重複採用の場合は減免額の高いものを採用する。

別表2 減免額

区 分	減 免 額 (年額)
スカラーシップS	所属する学科の授業料全額
スカラーシップA	所属する学科の授業料半額
スカラーシップB	所属する学科の授業料のうち25万円
スカラーシップ系列校	所属する学科の授業料半額